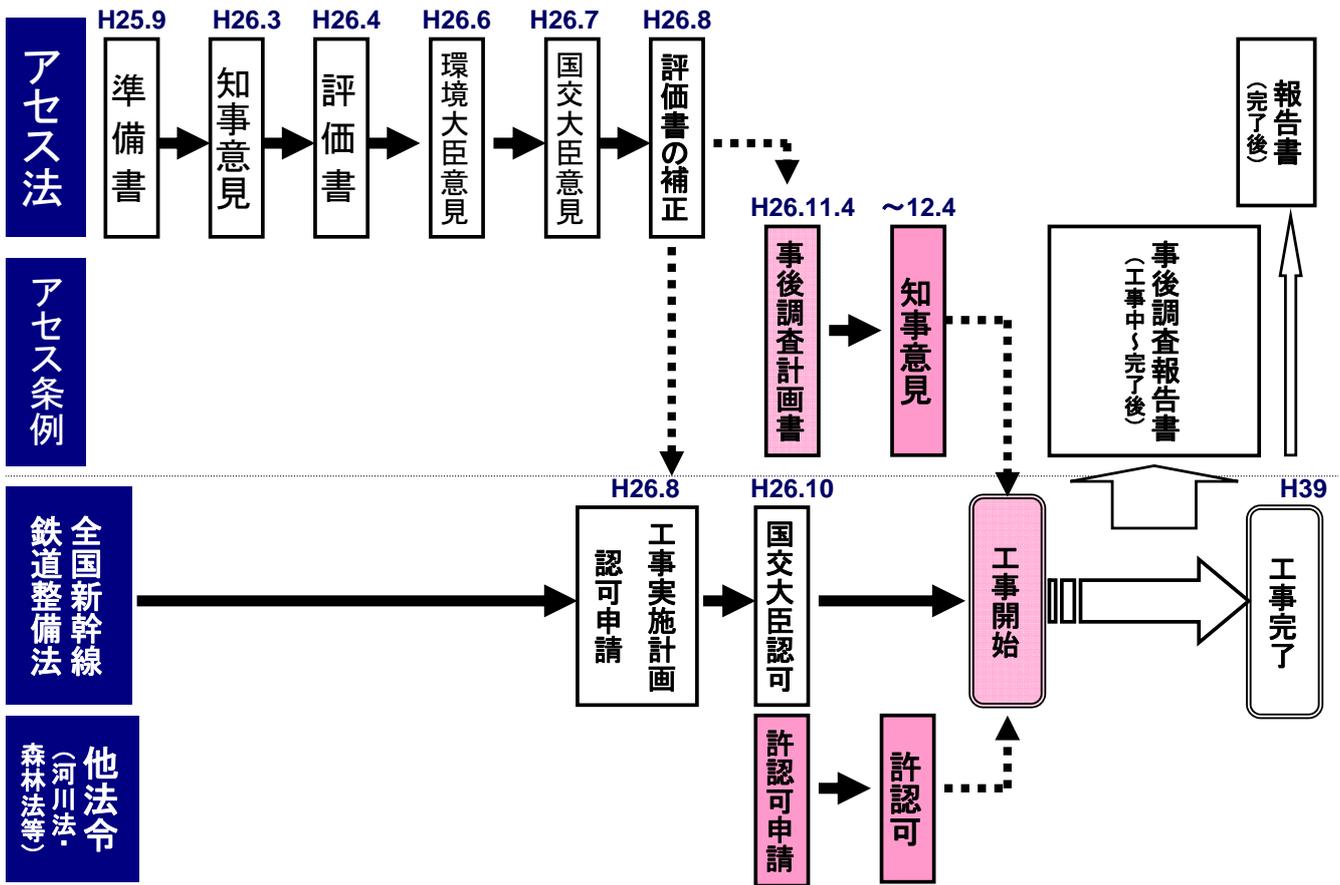


環境影響評価法等手続き

資料1



中央新幹線環境保全連絡会議の所掌事務(要綱第2条)

所掌事務		時期等
1	事業者が実施する調査結果等の確認及び環境保全措置等の評価	} 工事前～供用後
2	現地調査	
3	関係機関との情報交換	
4	1から3までに基づく事業者への助言	
5	静岡県環境影響評価審査会からの求めに応じた審議	事後調査計画書 (工事前) ← 今回 事後調査報告書 (工事中～完了後)
6	その他知事が必要と認める事項	工事前～供用後



事後調査計画書に対する知事意見について

【静岡県環境影響評価条例】

第43条 …事業者は、…法第14条第1項第7号ハに掲げる環境の状況の把握のための措置の内容※を記載した計画書を作成…しなければならない。

※ 環境保全措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置(事後調査)

【環境影響評価法に基づく主務省令】鉄道の建設及び改良の事業

第32条 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、対象鉄道建設等事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境の状況を把握するための調査(以下「事後調査」という。)を行わなければならない。

- 一 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合
- 二 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合
- 三 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする必要があると認められる場合
- 四 代償措置について、効果の不確実性の程度及び知見の充実の程度を勘案して事後調査が必要であると認められる場合

知事意見の対象	知事意見の根拠等
JR東海が行う「事後調査」	条例に基づく知事意見
JR東海が行う「モニタリング」	準備書知事意見、評価書大臣意見に基づく知事意見
上記以外に求める調査	